

都道府県バスケットボール協会
指導者育成委員長 各位
(写) 登録責任者 各位

財団法人 日本バスケットボール協会
育成部長 大滝 和雄

平成 23 (2011) 年度 コーチ資格継続希望者への対応について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より当協会の活動にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

先般、都道府県協会指導者育成委員長の皆様へ、標記の件について救済措置の対応可否についてヒアリングを行いました。その結果、「コーチ一人ひとりへ、移行手続きの周知やその手続き意思の有無について徹底確認を行った結果なので、これ以上の救済措置は不要ではないか」、というご意見をいただいた一方、救済措置を要請するご意見を多数いただきました。そこで総合的に判断した結果、移行手続き未完了者への救済措置が必要であると判断いたしました。既にお伝えしている2011年4月1日施行のコーチ登録規程第11条に準じ、移行・更新手続き未完了者(以下、TeamJBA登録未完了者)ならびに、資格失効者(以下、復活申請対象者)の方々に対する特別措置を下記の通りお知らせいたします。

皆様には引き続きお手数をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

対象者を次の2つのグループに分けて、対応します。

(A) TeamJBA 登録未完了者

TeamJBA 移行手続き未完了者、TeamJBA 更新手続き未完了者で、H23.3.31 まで有効な JBA 公認コーチ資格を保有していた者 (H21・22 年度までの有効な JBA 公認コーチの有資格者)

(B) 復活申請対象者

過去にJBA(JABBA)公認コーチ登録証を取得したことがあるが、H21.3.31 以前に何らかの理由によりその有効期限が切れている者

1. (A) TeamJBA 登録未完了者への対応

2011年6月中の作業 (①~③)

《日本協会》

《都道府県協会》

《申請希望者》

①日本協会 HP に各手続きの申請方法を掲載
→日本協会へ E-mail を送るよう指示

③『申請者リスト』を作成

・都道府県協会に直接連絡があった場合、日本協会へ E-mail をするよう指示
・メール環境が整っていない人に対しては、都道府県協会ごとに申請者リストを適宜作成(日本協会への報告不要)

②coach201106@jabba.or.jp へメール申請
[申請者氏名、カナ氏名、性別、旧登録番号(10桁)、所属都道府県協会、メールアドレス、現住所、TEL、申請理由]をメール本文に記載
(※FAX での受付不可)
・電子メールができない人は、都道府県協会へ直接連絡。

※申請締切: 2011年6月30日(木)※
Email : coach201106@jabba.or.jp

2011年7月～9月末日までの作業 (①～⑦)

《日本協会》

- ①『都道府県別 TeamJBA 登録未完了者申請者リスト』を各都道府県協会へ送付
- ⑤審査結果を基に、
→登録対象者には、『新規登録手続きガイド』を送付
→非対象者にはその旨通知する
- ⑦承認作業のサポート

《都道府県協会》

- ②日本協会より送付された申請者リストに、都道府県協会へ直接連絡した申請者も加える
 - ③申請理由を見て、登録可否と条件付加の有無を判断※(★)
 - ④審査結果を日本協会へ報告
→[様式①]
 - ⑦TeamJBA 加入申請の承認作業
- ※登録手続き締め切り日※**
2011年9月30日(金)

《申請希望者》

- ⑥各都道府県協会から申請を:
【認められた者: 登録可】
→TeamJBA での登録手続きを行う
※登録手続き締め切り日※
2011年9月30日(金)
- 【認められなかった者: 登録不可】**
→不服申し立てをする
→JBA 公認コーチ養成講習会を受け直す

※(★)都道府県協会によってこれまでの対応の仕方に違いがあるので、一定の基準や対処方法を決めることができません。基本的には、継続の意志がある方については、それを認める方向でご検討いただきたいのですが、申請理由によっては、正規の手続きを行ってきた方への配慮の意味で何らかの付加条件を加えていただいても結構です。

cf.) 「平成23年度中に必ずリフレッシュ研修を受講すること」、「期日を遵守しなかった場合は、更新できません」etc.

2. (B)復活申請対象者への対応

2011年6月中の作業 (①～③)

《日本協会》

- ①日本協会 HP に各手続きの申請方法を掲載
→[様式③]をダウンロードし、所属していた都道府県協会へ送付するよう指示

《都道府県協会》

- ③『復活申請者リスト』を作成
・[様式③]から申請者リスト[様式②]を作成
・過去の経緯が分からない者については、他の都道府県協会所属の可能性があるので、日本協会へ問い合わせの連絡をする

《申請希望者》

- ②[様式③]を都道府県協会へ送付
- 申請締切: 2011年6月30日(木)**

2011年7月～9月末日までの作業 (①～⑦)

《日本協会》

- ①過去の経緯が分からない者について、他の都道府県協会へ問い合わせ、必要に応じて審査を依頼。
- ④審査結果を基に、
→登録対象者には、『新規登録手続きガイド』を送付
→非登録対象者には、
却下の旨通知
- ⑦承認作業のサポート

《都道府県協会》

- ②申請理由を見て、過去の経緯を踏まえた上で、登録の可否を審査。
 - ③審査結果を日本協会へ報告
 - ⑥未納分登録料※(◆)の入金確認(8割を日本協会へ納める必要なし)
 - ⑦TeamJBA 加入申請の承認作業
- ※登録手続き締め切り日※**
2011年9月30日(金)

《申請希望者》

- ⑤各都道府県協会から申請を:
【認められた者: 登録可】
→TeamJBA での登録手続きを行う
※登録手続き締め切り日※
2011年9月30日(金)
→未納分の登録料を所属都道府県へ納付する(該当者)
- 【認められなかった者: 登録不可】**
→不服申し立てをする
→JBA 公認コーチ養成講習会を受け直す

※未納分登録料振込みの期限※
～8月末を予定～

※(◆)基本的にはコーチ登録規程第 11 条を踏まえて、審査して下さい。但し、下記に示す取り消し線の部分は、今回適用しないこととします。第 1 項(2)については、都道府県協会によってこれまでの状況が異なりますので柔軟に判断して下さい。また、第 3 項を適用する際、海外出張や病氣療養など明確な理由がない場合でも、(3)を適用していただいて結構です。第 3 項(1)、(2)が明確な場合は、申請者に証明資料を求める必要はありません。いずれの場合も、これまで正規に更新してきた方への不平等感が生じないよう、申請理由によっては、何らかの付加条件を加えて下さい。

cf.)「平成 23 年度中に必ずリフレッシュ研修を受講すること」etc.

なお、今回は第 4 項を適用しない代わりに、空白期間中の未納分登録料を都道府県協会へ納付することを条件としています。この場合、その全額を都道府県協会が管理して下さい(8 割を日本協会へ納める必要はありません)。空白期間が不明な場合は、日本協会へお問い合わせ下さい。

【コーチ登録規程<資格失効者の資格復活基準>】(～取り消し二重線の部分は、今回適用しません～)

第11条 資格の復活について、次の条件を全て満たす者について認める。

~~(1) 資格有効期限を過ぎて4年以内の者であること~~

(2) JBA又は都道府県協会の定めるリフレッシュ研修を受け、必要なポイントを獲得している者。あるいは、それに相当する研修を受けている者 →都道府県協会によって対応が異なります。

(3) 都道府県協会が今後の活動において、その指導者を特に必要と認める者であること

(4) 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導者として引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること

2. 資格の復活について、次の条件に該当する者は、資格の復活は認めない。

(1) 本人の意思により資格を放棄した者

(2) 第10条(1)により資格を取り消された者

~~(3) 過去に資格復活申請を行ったことがある者~~

3. 資格有効期限を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。

(1) 長期にわたり海外に滞在していた場合

(2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合

(3) その他JBAが特に認めた場合 →第1項(3)、(4)を含む

~~4. 資格復活に際し、審査料として5,000円を徴収する。但し、有効期限切れ後1年以内の者は徴収しない。~~

→ただし、第3項(1)、(2)に該当しない者は、未納分登録料(未払い年度から平成23年3月31日までの登録料)を所属していた都道府県協会へ必ず納入すること。

※日本体育協会のカードのみ保有している人(日本バスケットボール協会への登録手続きを行っていない人)については、別途登録窓口一本化に向けて対応するので、今回の資格継続申請の対象とはなりません。

※『平成 23 (2011) 年度コーチ資格継続希望者への対応期間中』に、海外出張などが理由で必要な登録手続きが行えない人を把握されている場合は、日本協会に別途その旨お知らせください。

3. 資格継続申請者の TeamJBA 登録手続き期間

2011 年 7 月 1 日～2011 年 9 月 30 日

※未納分登録料振込み期限 → 2011 年 8 月末日の予定 (お振込先: 各都道府県協会)

4. 注意事項

※登録手続きをする際は、2011 年 4 月時点での資格レベルで登録手続きを行うよう指示して下さい。

(例) 平成 22 年度の保有資格が JBA 公認コーチ(現 JBA 公認 D 級コーチ)だったが、2011 年 4 月時点で JBA 公認 C-2 級コーチとなっている場合は、後者の『JBA 公認 C-2 級コーチ』で登録手続きが必要となります。

【添付資料】 4 つ

- ・ [様式①、別紙、②] JBA コーチライセンス《申請(A)(B)用リスト》
- ・ [様式③] JBA コーチライセンス復活申請について《本人用》
- ・ 財団法人日本バスケットボール協会コーチ登録規程 (第 11 条参照)
- ・ TeamJBA 新規登録ガイド